



由良町

第2期 地域福祉計画・  
地域福祉活動計画

第3期 自殺対策計画

令和8年3月

由良町





# 目次

I 地域福祉計画・地域福祉活動計画	1
第1章 はじめに	3
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 地域福祉の基本的な考え方	4
3. 計画策定の視点	5
4. 計画の位置づけと期間	7
第2章 由良町の現状と課題	8
1. 統計から見る町の現状	8
2. アンケート結果から見る住民意識	14
3. 関係団体調査から見る課題	20
4. 本計画で取り組むべき主な課題	21
第3章 計画の理念と体系	22
1. 計画の基本理念	22
2. 計画の基本目標	23
3. 施策体系	24
第4章 施策の展開	25
基本目標1 助け合い・支え合いによるまちづくり	25
1-1 福祉教育と啓発活動の推進	25
1-2 地域福祉の担い手への支援	26
1-3 関係機関・団体との連携強化	27
基本目標2 いきいきと暮らせるまちづくり	28
2-1 相談支援体制の推進	28
2-2 情報提供の推進	29
2-3 福祉サービス提供体制の確保	30
2-4 地域交流の促進	31
基本目標3 安全・安心のまちづくり	32
3-1 緊急・災害時の支援体制づくり	32
3-2 権利擁護の推進	33
3-3 安全・安心な地域づくり	34
3-4 様々な困難を抱える人への支援	35
第5章 計画の推進に向けて	36
1. 計画の推進	36
2. 計画の評価	36
II 自殺対策計画	37
第1章 はじめに	39
1. 計画策定の背景・趣旨	39

2. 自殺総合対策大綱について .....	40
3. 計画の位置づけと期間 .....	41
第2章 自殺をめぐる現状 .....	42
1. 自殺に関する町の現状 .....	42
2. 自殺の危機経路について .....	46
第3章 施策の展開 .....	47
取組1 現状把握と周知・啓発 .....	47
取組2 自殺対策を支える人材の育成 .....	47
取組3 生きることの促進要因への支援 .....	48
取組4 児童生徒への自殺対策 .....	49
第4章 自殺対策の推進体制 .....	50
1. 計画の推進 .....	50
2. 計画の評価 .....	50
資料 .....	51
1. 由良町役場の主な相談窓口 .....	51
2. 御坊・日高地域の主な相談窓口 .....	52
3. 和歌山県内の主な相談窓口 .....	52

# I 地域福祉計画・地域福祉活動計画



# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景・趣旨

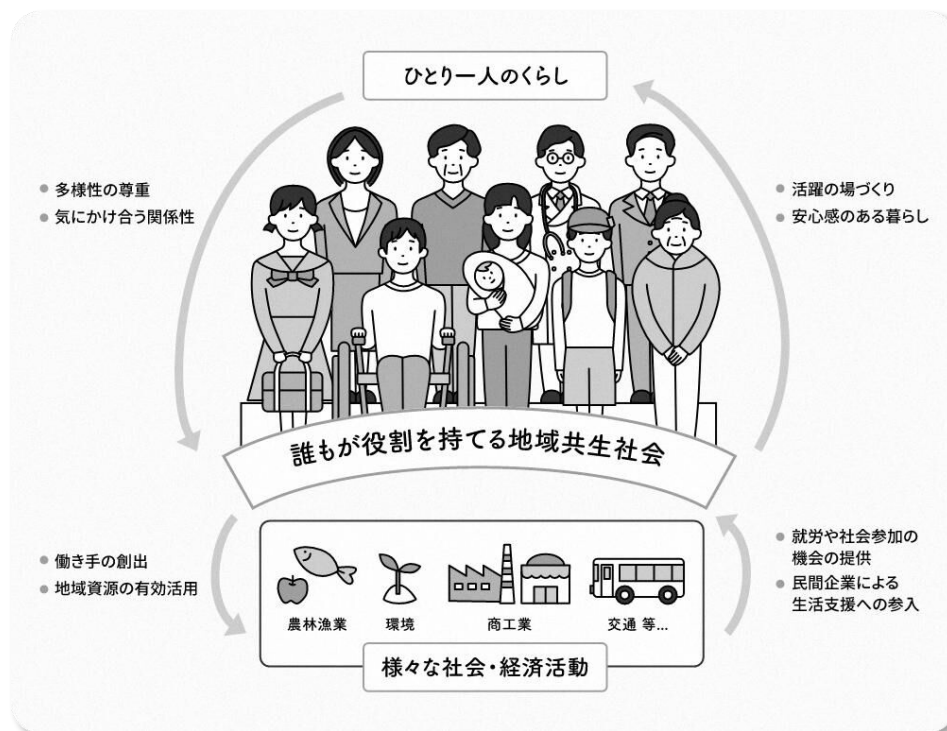
社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、各世帯や一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスに加えて、地域住民や地域活動団体等と協働して地域全体で課題の解決に向けた取組を進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正され社会福祉法となり、新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の充実」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに、平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正されました。それにより、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現を目指す方向性が示されました。

本町では、国が目指す方向を踏まえ、「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進し、地域住民同士の助け合い・支え合いにより生活の質を高め、全ての人々が安全・安心に住み続けられる地域づくりに努めていきます。

### ◆「地域共生社会」とは◆

制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。



出典：厚生労働省ホームページ

## 2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定の誰かだけでなく、みんなが幸せになれるような取組や活動をいいますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域で安心して暮らせるよう、地域住民や官民の社会福祉関係者が互いに協力して地域の福祉課題に取り組む考え方をいいます。

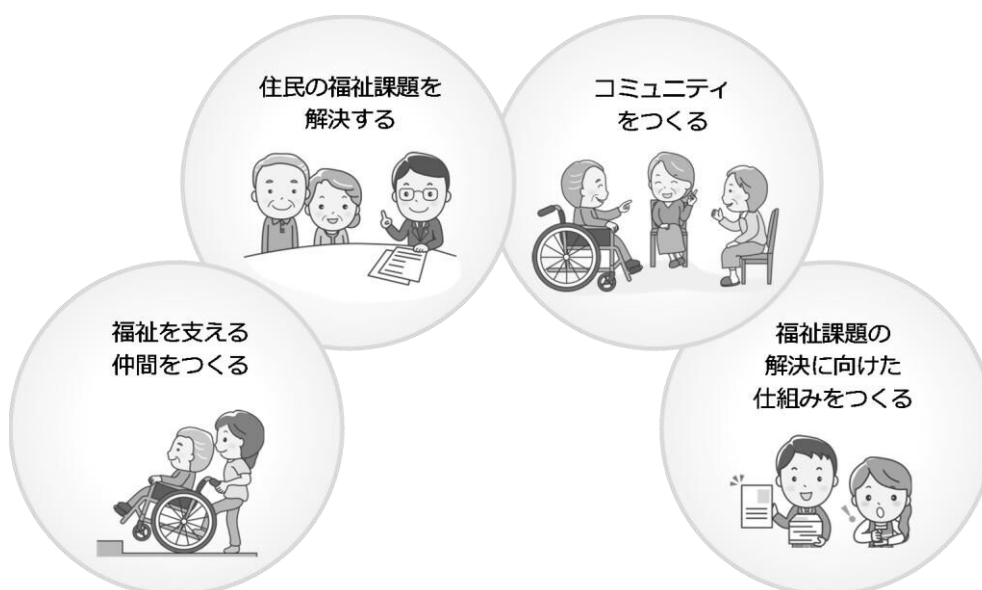
課題を解決する方法としては、個人や家庭の努力による方法（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助け合い・支え合いや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用による方法（＝互助・共助）、また、公的サービスによる方法（＝公助）が考えられます。

これからは、従来の固定的な役割分担ではなく「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や社会福祉協議会を始め、全ての住民、各種団体、事業所等がそれぞれの役割を認識しつつ、連携・協働することが重要です。

### 《自助・互助・共助・公助の関係性》

自助	互助・共助	公助
日ごろのあいさつ 家族の絆 等	地域ぐるみの福祉活動 ボランティア活動 自治会活動 自主防災組織 等 機会のコーディネート 社会保障制度(年金・介護・医療) 等	行政による施策 公的サービス 等

### 《地域福祉の取組（イメージ）》



### 3. 計画策定の視点

国では地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容を示しています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p><b>●世帯の複合課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）</li> <li>・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）</li> <li>・家事や家族の世話を日常的に行うこども（いわゆる「ヤングケアラー」）</li> </ul>
<p><b>●制度の狭間にある課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の対象外、基準外、様々なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障害者手帳を持っていない発達障害者の人等）</li> </ul>
<p><b>●社会的孤独・孤立</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難等</li> </ul>
<p><b>●地域の福祉力の脆弱化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化や人口減少の進行等による地域課題を解決していく力の脆弱化</li> </ul>
<p><b>●新たな地域福祉課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身世帯の増加、入退院の対応や看取り、死亡後の対応等</li> </ul>

これらを踏まえ、平成30年の改正社会福祉法の施行により、地域福祉計画を福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や官民の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

（社会福祉法第107条に基づく）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

これらの事項により、分野横断的な支援やサービスの展開と、属性や年齢に関わらず受け止める包括的な相談支援体制の構築が求められます。

また、社会福祉法第4条において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

#### ○ 地域福祉活動への主体的な参加

互いの価値観や存在意義を認め合う中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助け合い・支え合いの精神によりふだんから地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

#### ○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障害者等と排他的に接するのではなく、地域社会への参加によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士が互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

#### ○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社会福祉協議会及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになってきました。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社会福祉協議会及び地域住民等が協働できる機会づくりを行います。

#### ○ セーフティネットの充実

生活困窮者やひきこもり状態にある人について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員による日常の見守りや関わりにより、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

#### ○ 包括的な支援体制の整備

複雑化・複合化する地域生活課題に対して、それらを解決するための支援を重層的・総合的に提供する体制づくりを行います。これにより、困りごとを抱える人たちが制度に合わせるのではなく、一人ひとりの困りごとや状況にあわせた支援を受けられるよう取り組みます。

## 4. 計画の位置づけと期間

---

### (1) 計画の位置づけ

由良町地域福祉計画は、最上位計画である総合戦略が目指す将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、障害者、子ども等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、由良町地域福祉計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、由良町社会福祉協議会の行動計画である地域福祉活動計画を包含して一体的に策定します。

### (2) 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

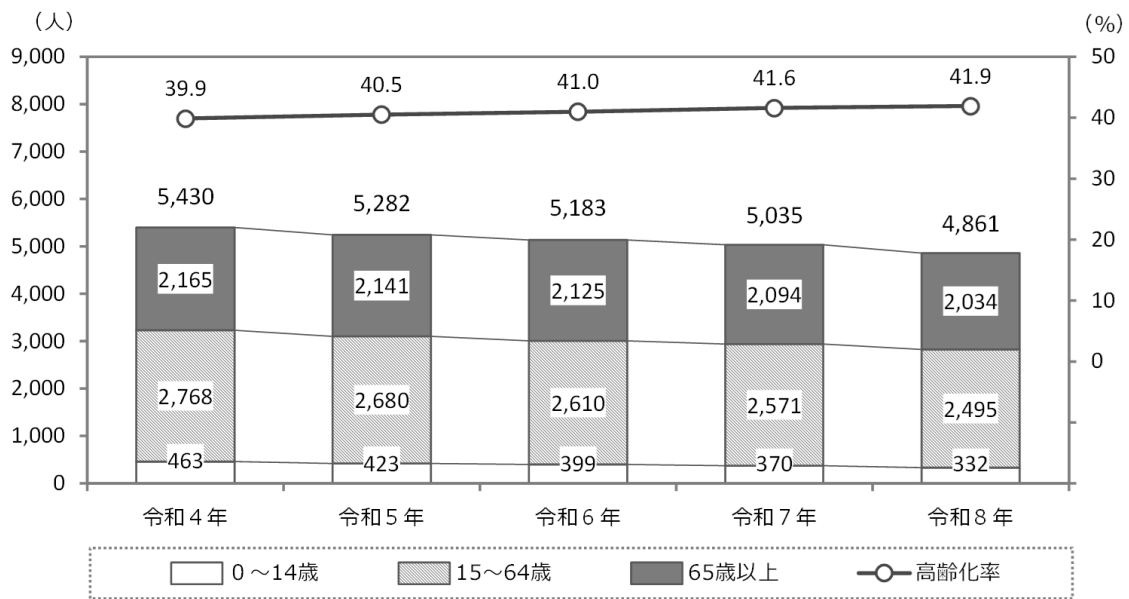
## 第2章 由良町の現状と課題

### 1. 統計から見る町の現状

#### (1) 人口の推移

町の人口は減少で推移しており、令和8年1月1日時点で4,861人となっています。また、少子高齢化も顕著となってきており、高齢化率は令和8年1月1日時点で41.9%となっています。

#### ■人口の推移



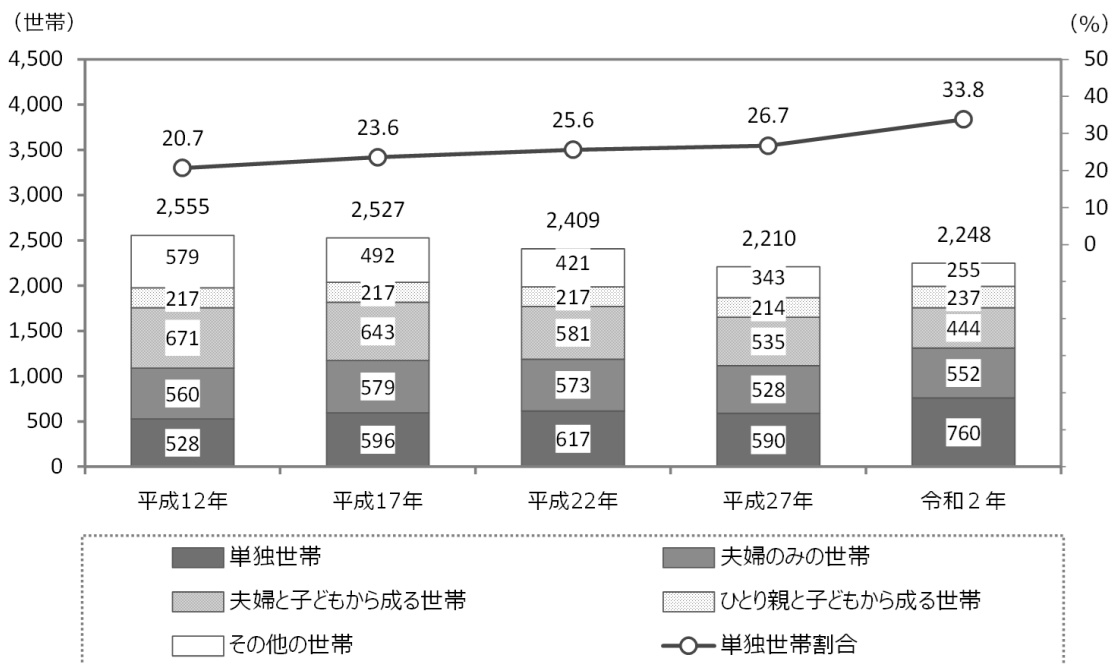
資料：由良町「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

## (2) 世帯の状況

町の一般世帯数（施設等に暮らす世帯以外の世帯）は減少していますが、単独世帯は増加で推移しており、単独世帯の割合は令和2年に33.8%となっています。

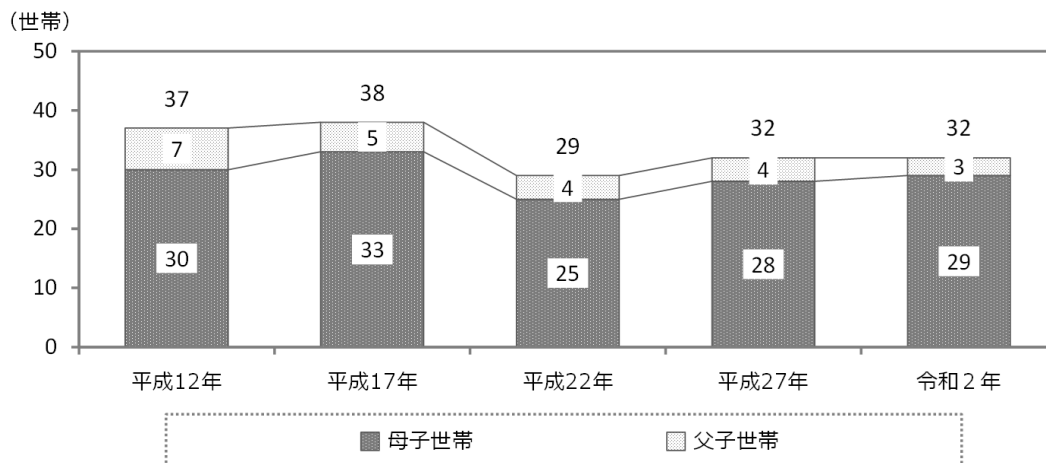
また、いわゆる「ひとり親世帯」（20歳未満の子どもがいる父子・母子世帯）は増減が見られますが、平成12年から令和2年にかけては概ね横ばいであり、令和2年は32世帯となっています。

### ■家族類型別一般世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

### ■父子・母子世帯の推移



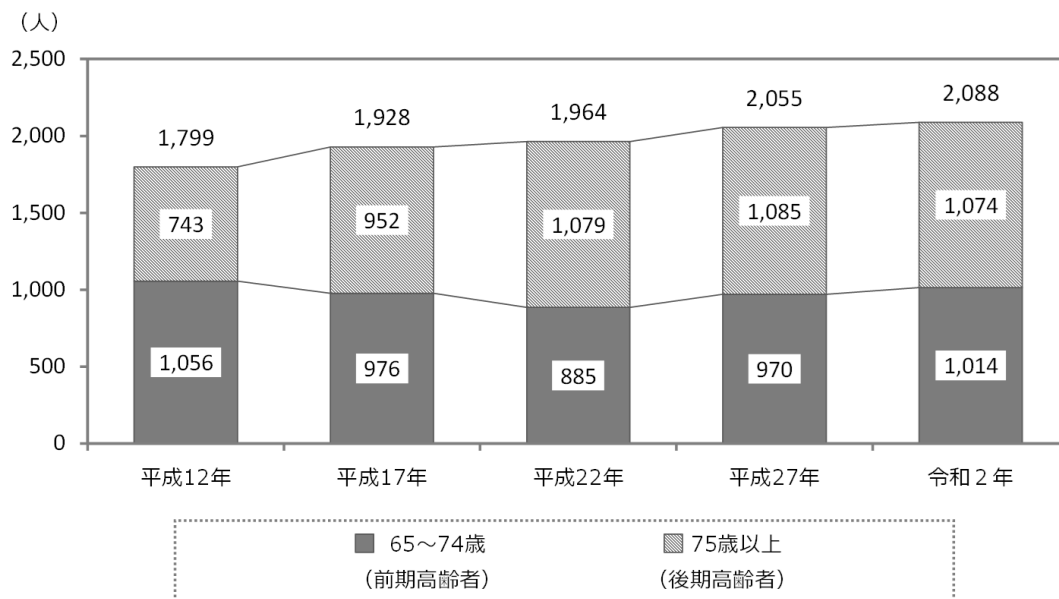
資料：総務省「国勢調査」

### (3) 高齢者の状況

町の高齢者数は増加で推移しており、令和2年は2,088人となっています。

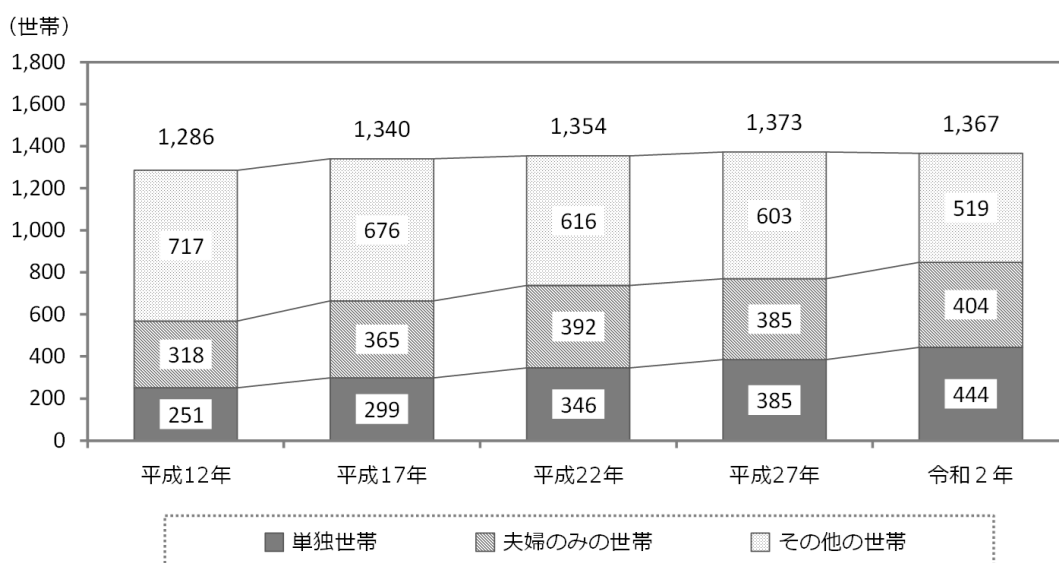
また、高齢者のいる世帯については「単独世帯（独居高齢者）」及び「夫婦のみの世帯」が増加で推移しています。

#### ■高齢者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

#### ■高齢者のいる世帯の推移



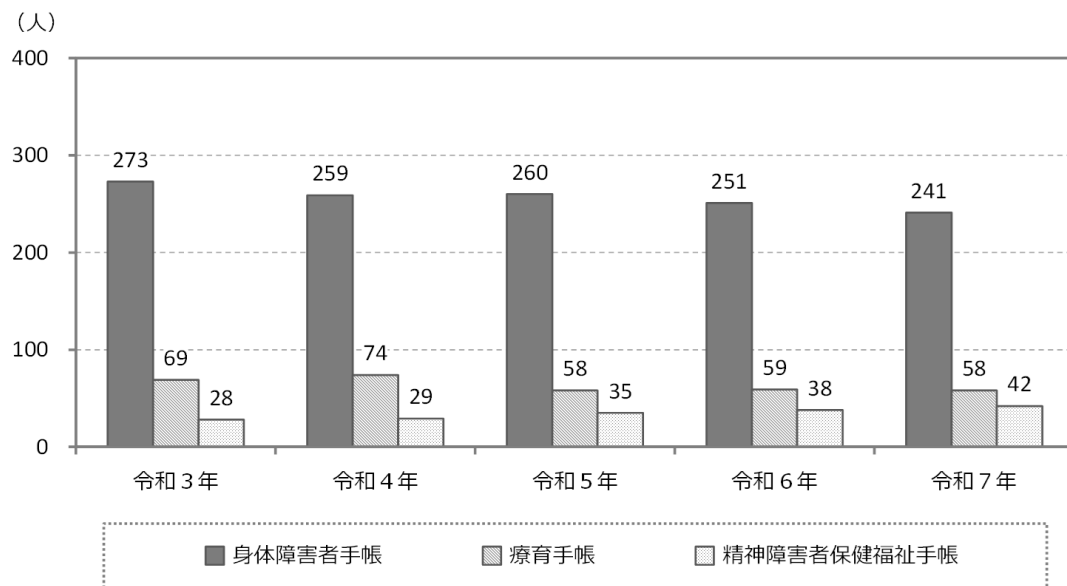
資料：総務省「国勢調査」

## (4) 障害者の状況

町の障害者手帳所持者数を見ると、総数は減少傾向にあります。

手帳別に見ると、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者は減少、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加で推移しています。

### ■障害者手帳所持者数の推移



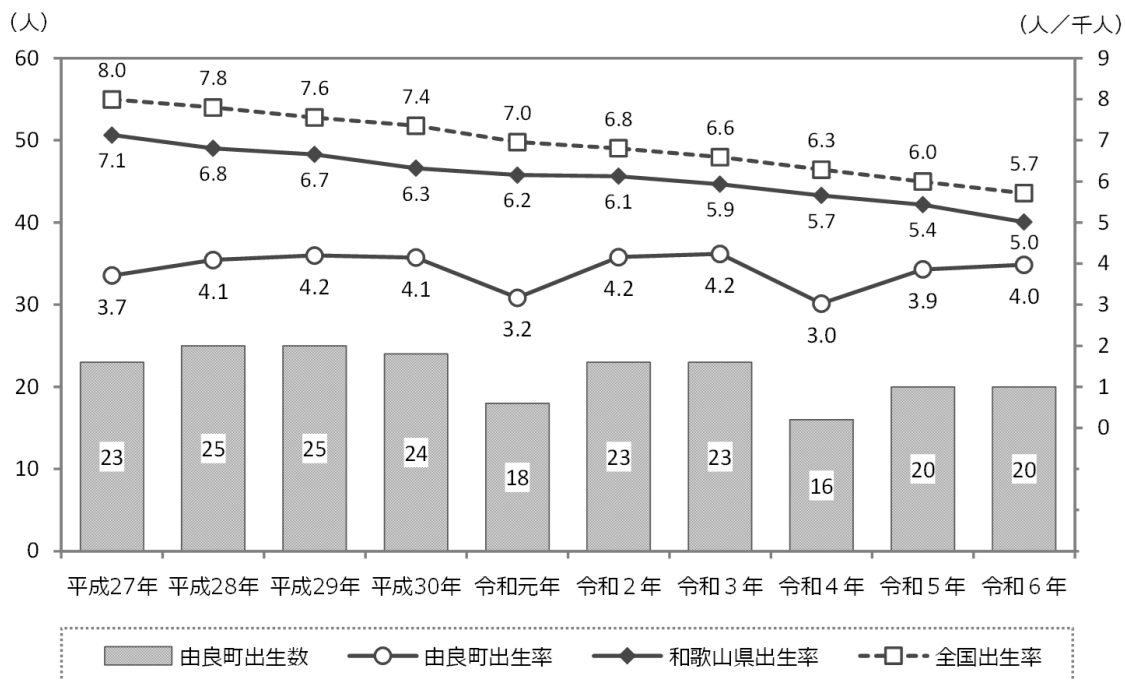
資料：由良町（各年3月31日現在）

## (5) こどもの状況

町の出生率は、全国及び県と比較して低い位置で推移しており、出生数は令和6年には20人となっています。

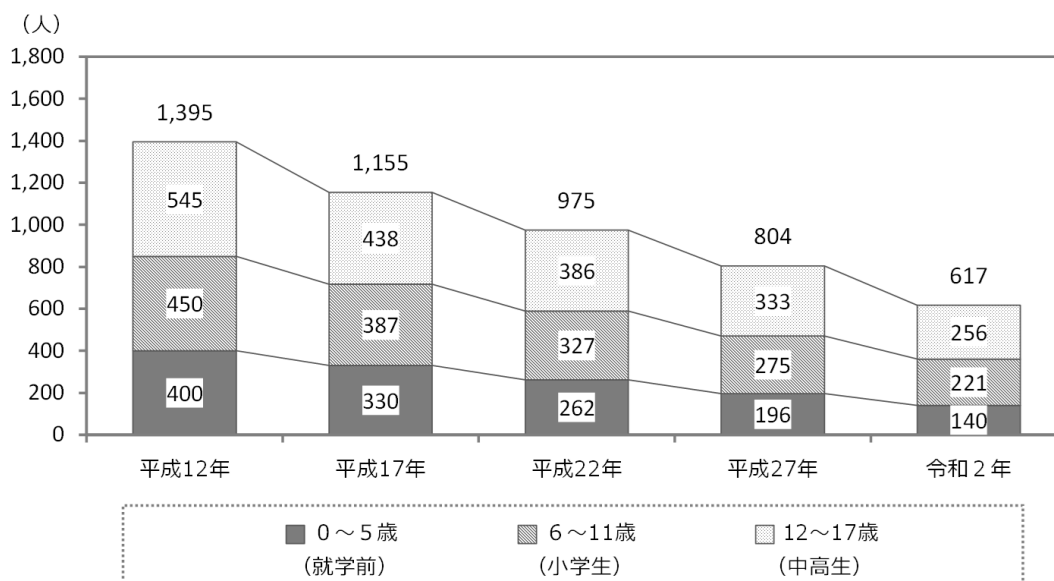
また、町のこどもの人口は、平成12年と比べて、令和2年は44.2%に縮小しています。

### ■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

### ■こどもの人口の推移

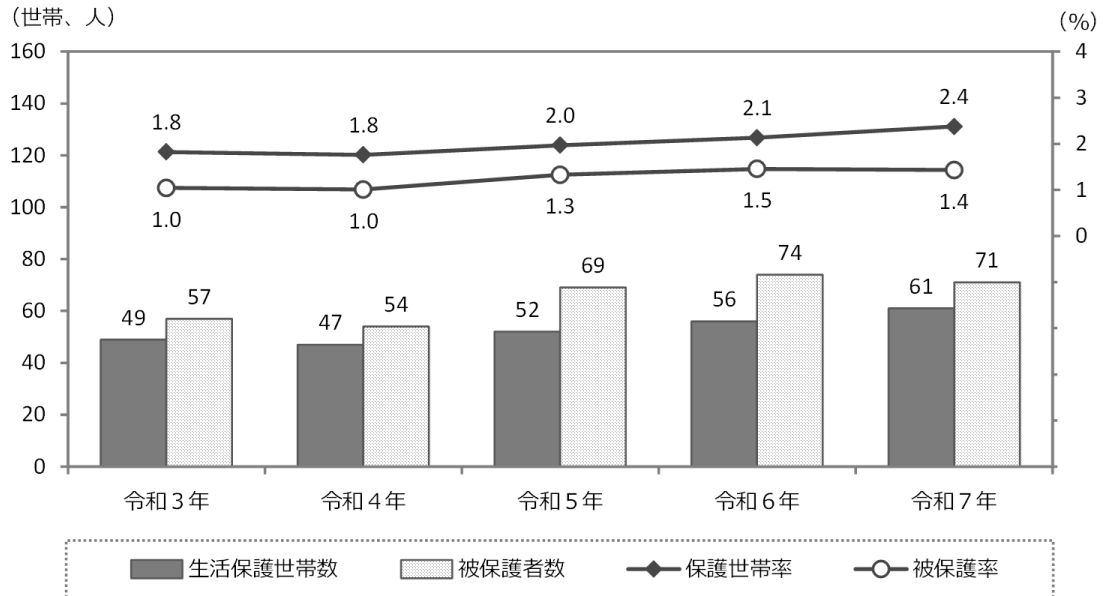


資料：総務省「国勢調査」

## (6) 生活保護等の状況

町の生活保護の状況を見ると、生活保護世帯数・被保護者数ともに増加傾向にあります。

■生活保護世帯数、被保護者数の推移



資料：由良町（各年3月31日現在）

## 2. アンケート結果から見る住民意識

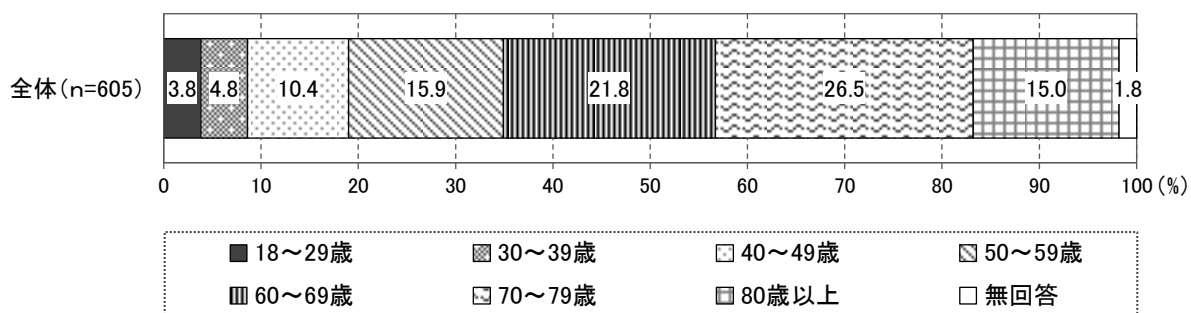
本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

- 調査対象 18歳以上の町民
- 調査対象者数 1,500人（無作為抽出）
- 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- 調査期間 令和6年11月7日～11月25日

調査対象者数（配布数）	1,500人
回収数	605通
回収率	40.3%

### ■回答者の年齢

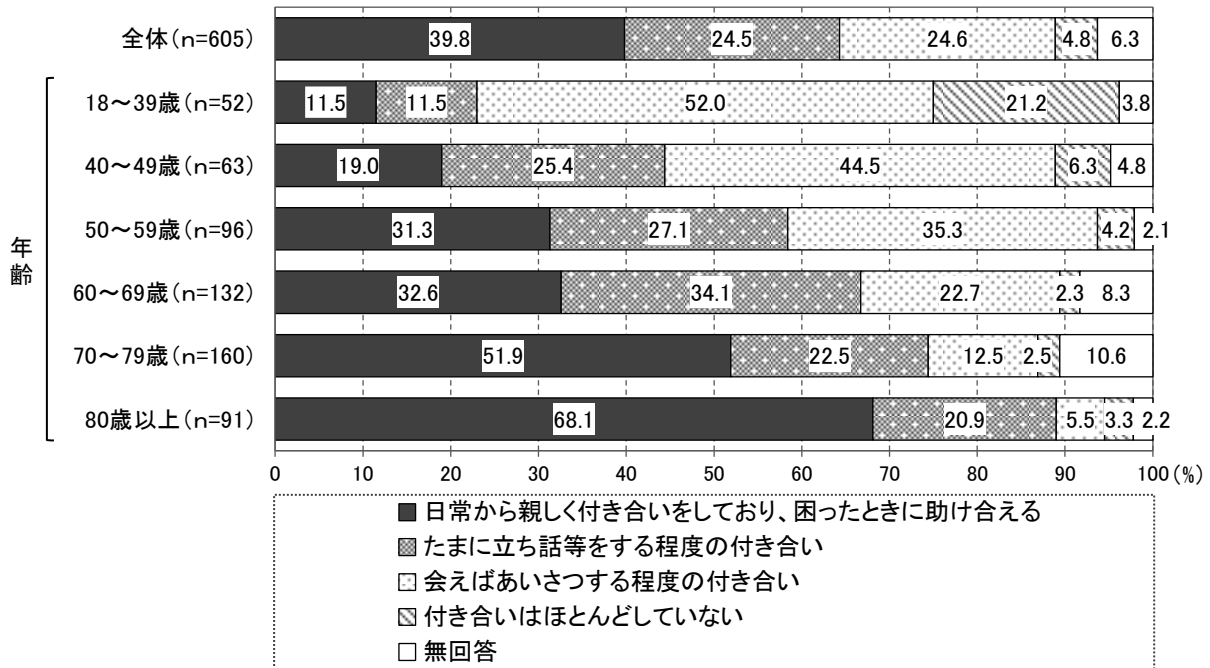
「70～79歳」が26.5%と最も高く、次いで、「60～69歳」（21.8%）、「50～59歳」（15.9%）の順となっています。



※ 次ページ以降で、特に着目すべき結果のみを抜粋して掲載します。

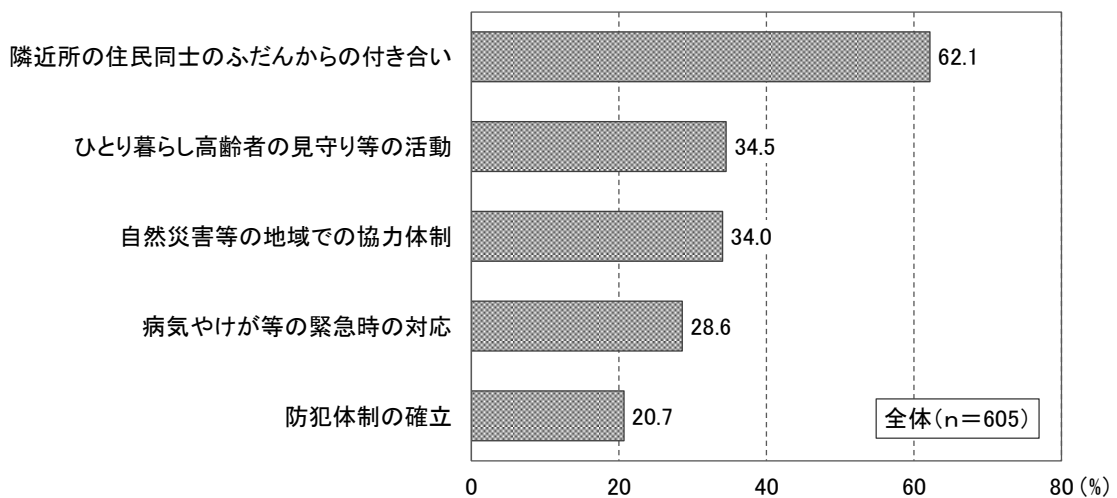
**質問内容** ふだん近所や地域の人とどのような付き合いをしているか

年齢層別で見ると、若年層ほど「日常から親しく付き合いをしており、困ったときに助け合える」の割合が低くなっています。



**質問内容** 住み慣れた由良町で支えあい安心して暮らしていくために、主にどのようなことが必要と考えるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

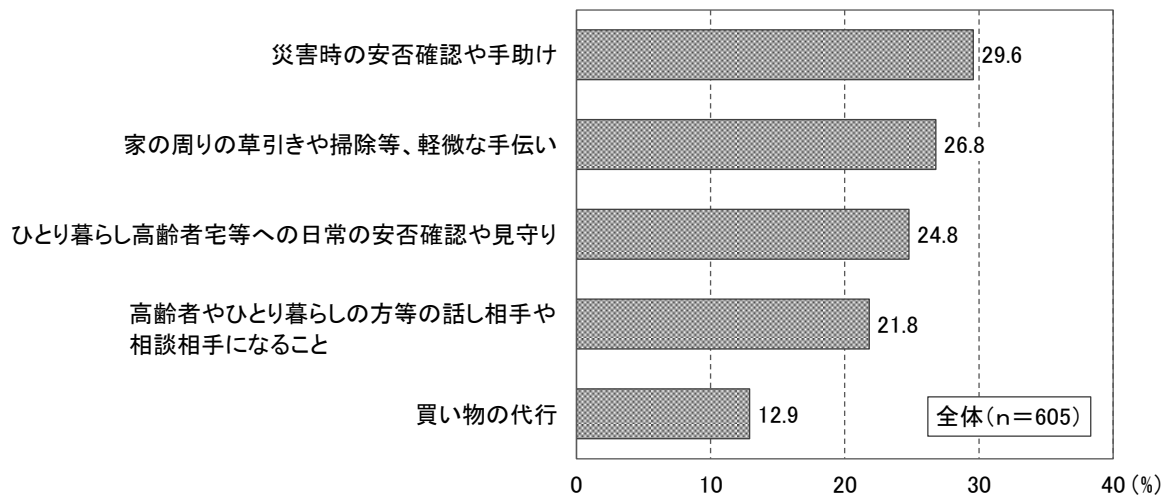
「隣近所の住民同士のふだんからの付き合い」が62.1%と最も高く、次いで、「ひとり暮らし高齢者の見守り等の活動」(34.5%)、「自然災害等の地域での協力体制」(34.0%)の順となっています。



質問内容

近所や地域の付き合いや関わりにおいて、困っている方がいれば手助けしたいことはあるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

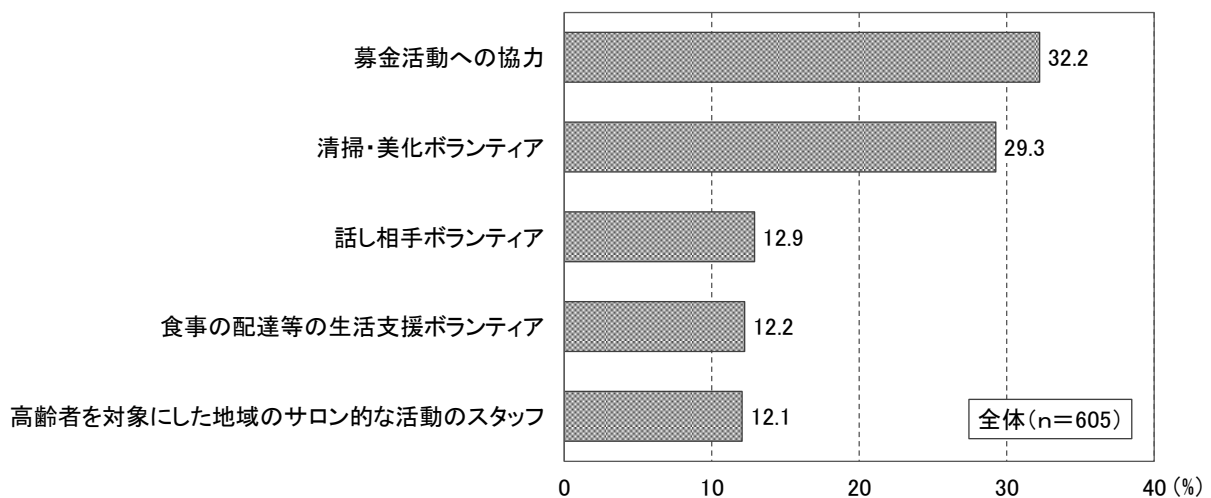
「災害時の安否確認や手助け」が29.6%と最も高く、次いで、「家の周りの草引きや掃除等、軽微な手伝い」（26.8%）、「ひとり暮らし高齢者宅等への日常の安否確認や見守り」（24.8%）の順となっています。



質問内容

あなたは、どのようなボランティア活動ができるか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

「募金活動への協力」が32.2%と最も高く、次いで、「清掃・美化ボランティア」（29.3%）、「話し相手ボランティア」（12.9%）の順となっています。

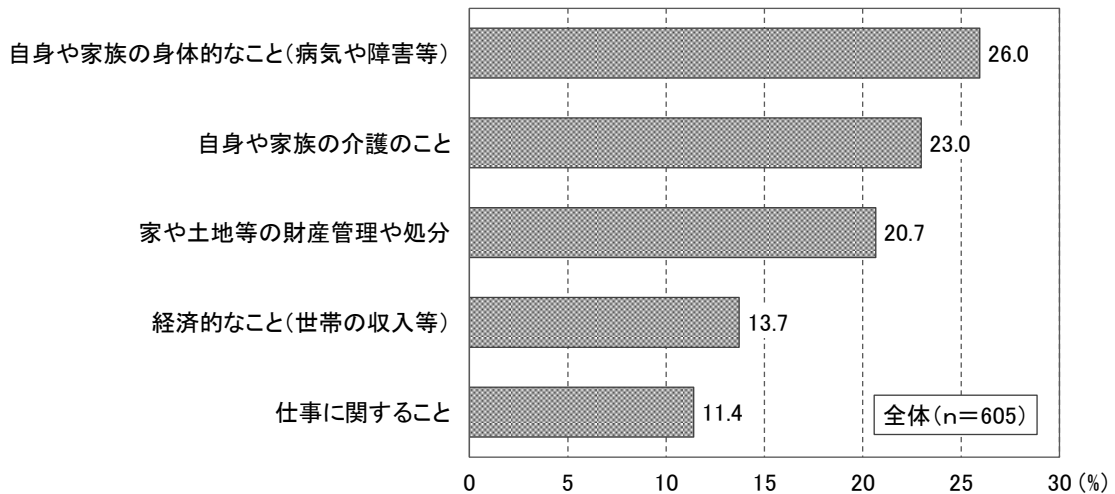


## 質問内容

自身が不安に思っていることや悩んでいることはあるか（複数回答可）

※グラフは上位5番目まで

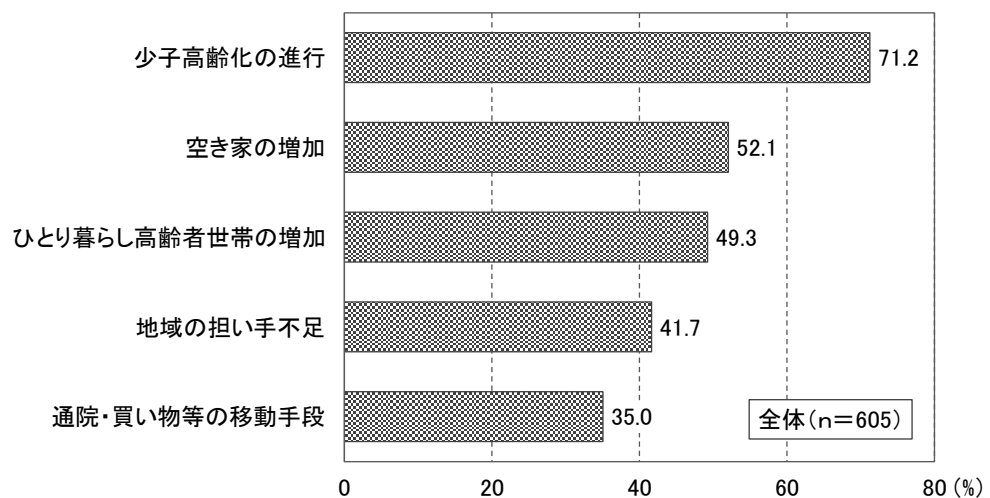
「自身や家族の身体的なこと（病気や障害等）」が26.0%と最も高く、次いで、「自身や家族の介護のこと」（23.0%）、「家や土地等の財産管理や処分」（20.7%）の順となっています。



## 質問内容

居住地について、どのようなことが課題になっていると感じているか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

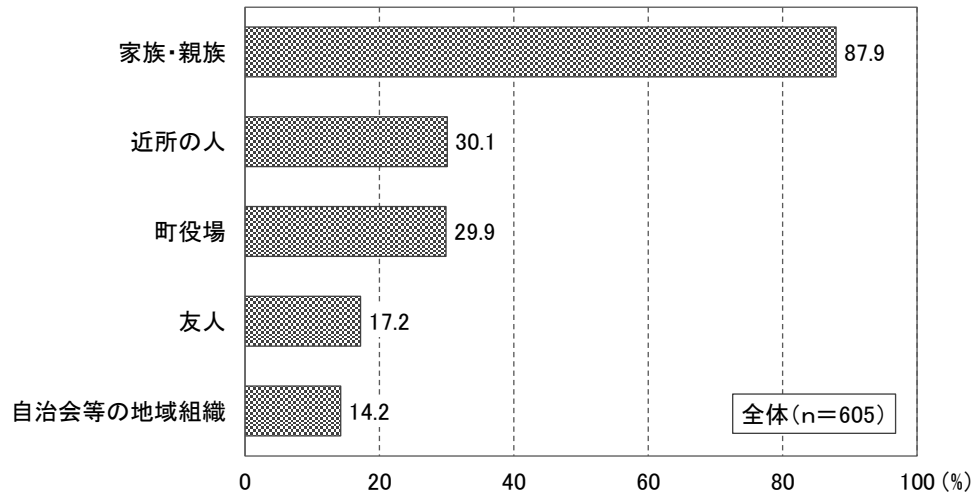
「少子高齢化の進行」が71.2%と最も高く、次いで、「空き家の増加」（52.1%）、「ひとり暮らし高齢者世帯の増加」（49.3%）の順となっています。



質問内容

自身が災害にあわれたとき、主に誰（どこ）を頼りにするか（複数回答可）  
※グラフは上位5番目まで

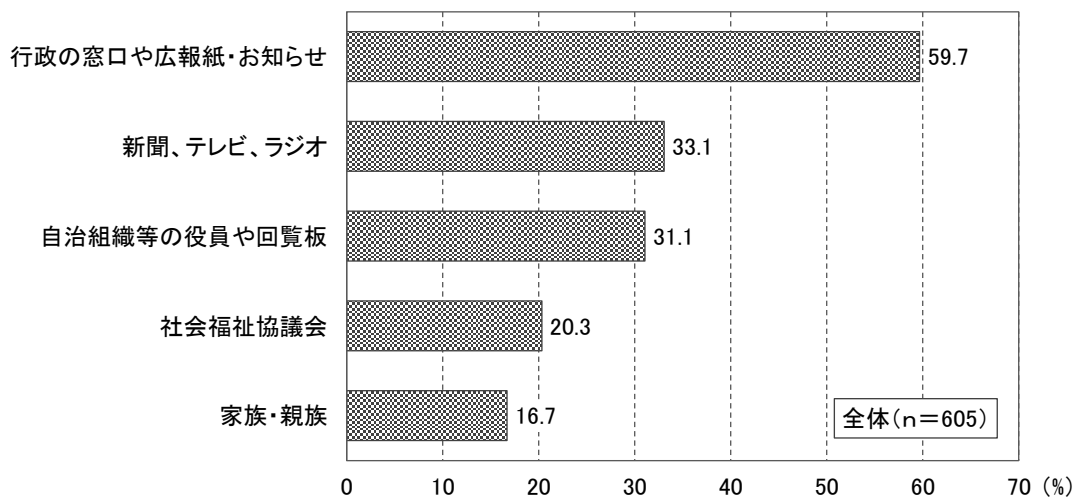
「家族・親族」が87.9%と最も高く、次いで、「近所の人」(30.1%)、「町役場」(29.9%)の順となっています。



質問内容

福祉に関する情報をどこから入手しているか（複数回答可）  
※グラフは上位5番目まで

「行政の窓口や広報紙・お知らせ」が59.7%と最も高く、次いで、「新聞、テレビ、ラジオ」(33.1%)、「自治組織等の役員や回覧板」(31.1%)の順となっています。

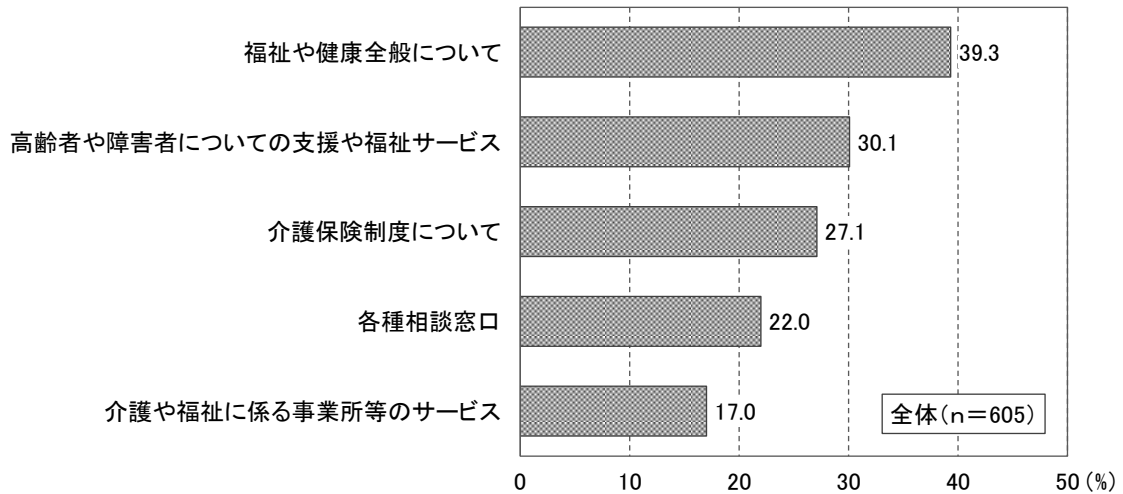


## 質問内容

福祉についてどのような情報を知りたいか（複数回答可）

※グラフは上位5番目まで

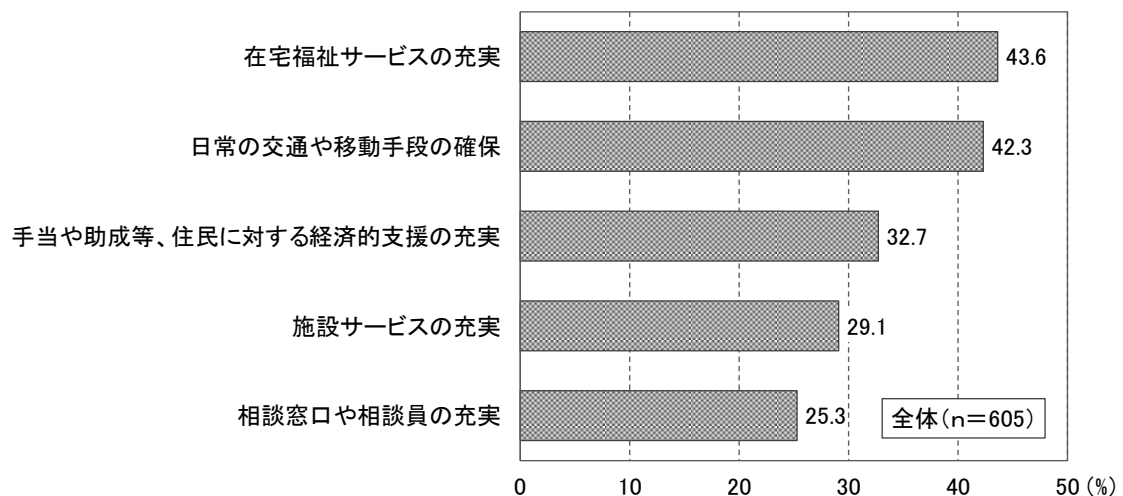
「福祉や健康全般について」が39.3%と最も高く、次いで、「高齢者や障害者についての支援や福祉サービス」(30.1%)、「介護保険制度について」(27.1%)の順となっています。



## 質問内容

行政や社会福祉協議会に、特にどのような施策や取組を行ってほしいか（複数回答可） ※グラフは上位5番目まで

「在宅福祉サービスの充実」が43.6%と最も高く、次いで、「日常の交通や移動手段の確保」(42.3%)、「手当や助成等、住民に対する経済的支援の充実」(32.7%)の順となっています。



### 3. 関係団体調査から見る課題

本計画の策定に際し、本町で活動する高齢者福祉団体、障害者福祉団体、児童福祉団体等に対して、福祉に関する考えや意見を伺いました。

#### ■住民の多様な困りごとを受け止めて支援する包括的な体制について

地域に見られる課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関同士の連携強化</li> <li>・ 専門職の人材不足</li> <li>・ 高齢者の孤立・孤独</li> <li>・ 相談環境の改善</li> </ul>
課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が情報を共有し、支援が分断されない仕組みづくり</li> <li>・ 気軽に相談できる環境づくり</li> </ul>

#### ■助け合いや支え合いを推進する地域コミュニティのあり方への支援について

地域に見られる課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動の担い手（核となる人材）の育成</li> <li>・ 世代を超えた交流の場づくり</li> <li>・ 教育と福祉の連携によるこども・若者への早期支援</li> </ul>
課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢にかかわらず地域住民が集まれる場やきっかけづくり</li> <li>・ ふだんからの声かけや見守り</li> </ul>

#### ■自殺者をゼロにする取組の推進について

地域に見られる課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺の状況や心の健康に関する周知不足</li> <li>・ 悩みや困りごとがある場合の相談先の周知不足</li> </ul>
課題解決に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民に対する理解を促進するため広報・周知</li> <li>・ 周囲の人が気づき、専門家等に相談をつなぐ体制づくり</li> </ul>



#### 《団体調査から見られる分野横断的な課題》

- ◆ 地域福祉を推進する関係機関の情報共有・連携の強化
- ◆ 住民同士のつながりの再構築
- ◆ 福祉に関する情報提供体制の強化
- ◆ 相談支援に関する環境の整備 等

## 4. 本計画で取り組むべき主な課題

---

分野横断的に共通する課題や本町の現状を踏まえ、本計画で取り組むべき主な課題について、以下のとおり示します。

### (1) 地域福祉活動の活性化

本町では特に 70 歳以上の高齢者において住民同士のつながりが強い傾向にありますが、年々人口減少と少子高齢化が進むことで、地域活動の担い手不足や、世代を超えた人付き合いの減少等、地域の支え合いの基盤が弱まってきている状況が見られます。

地域の人と人とのつながりが弱まる傾向にある中、地域住民に対して地域福祉の意識醸成を図るとともに、関係性の再構築（交流・親睦の場や機会の提供等）や、地域活動の担い手づくり、ボランティア活動への支援にも取り組み、町全体で地域福祉課題の解決を進められるように努める必要があります。

### (2) 包括的な相談支援体制の推進

本町では、高齢者、障害者、子どもをはじめとする各福祉サービスに関して、様々な媒体による情報提供や、各窓口・関係機関等における相談支援を行っていますが、老老介護、ダブルケア、ひきこもり、経済的困窮、サービスや制度の対象外等、複雑化・複層化する悩みや困りごとを抱える世帯も見られるようになってきました。

このため、福祉関連の各窓口・関係機関等において、分野を問わず相談を受け付け、必要性に応じて各専門機関と連携し、課題解決に向けた適切な支援へとつないでいく包括的な相談支援体制を推進していくことが必要です。

### (3) 各種制度や福祉サービス等の利用促進

本町では、高齢者、障害者、子どもをはじめとする各種制度や福祉サービス等に関して、広域も含め、医療、福祉、教育、行政等の関係機関や事業者等により提供体制の確保に取り組んでいます。

各種制度や福祉サービスを必要とする人に必要な支援が行き届くよう、周知を継続して行い、支援を必要とする人や世帯が、適切な制度や福祉サービスを利用できる体制づくりを進める必要があります。

## 第3章 計画の理念と体系

### 1. 計画の基本理念

#### ◆本計画の基本理念◆

**助け合い・支え合い  
いきいきと暮らせる安全・安心のまち**

前計画では、「支え合い、いきいきと暮らす福祉のまちづくり」を基本理念に掲げて、様々な取組を進めてきました。

高齢化の進行等による本町の状況や社会情勢の変化、ライフスタイルの多様性により、一人ひとりが抱える生活課題も複雑化・複合化している現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民同士による福祉活動の強化や、多様で複層的な支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

このため、新たな基本理念となる「助け合い・支え合い いきいきと暮らせる安全・安心のまち」のもとに、住民同士に助け合い・支え合いの心が根つき、一人ひとりの人権が尊重され、いつまでも住み慣れた地域で安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現に向けた動きを進めます。



## 2. 計画の基本目標

---

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 助け合い・支え合いによるまちづくり

本町では人口減少や高齢化が進むとともに、個人の価値観の多様化により、地域住民同士が互いに助け合い支え合う機能が弱まりつつあります。

このため、住民一人ひとりの地域福祉に対する意識向上を図るとともに、地域での担い手の育成や福祉に関わる様々な団体との連携強化により、全ての住民が周囲の人のことを考えて行動するまちづくりを目指していきます。

### 基本目標2 いきいきと暮らせるまちづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民の様々な悩みや困りごとに対応する包括的な相談支援体制を推進するとともに、福祉サービスや様々な制度等を必要とする人が適切に利用できるよう、分かりやすい情報発信と福祉サービス提供体制の確保等を図っていきます。

また、地域での住民同士の交流を促進し、地域コミュニティの活性化につなげるとともに、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めていきます。

### 基本目標3 安全・安心のまちづくり

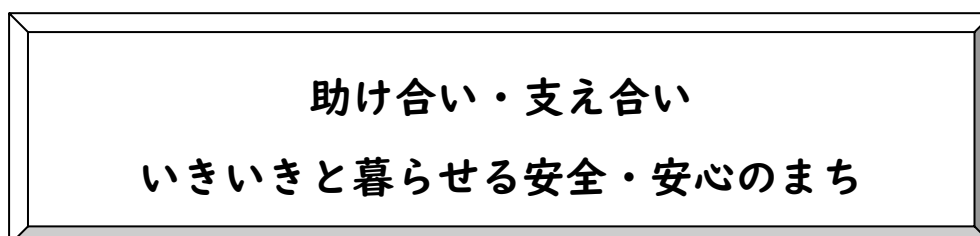
地域で安全に安心して暮らせるよう、福祉面からの防災体制の強化を進めるとともに、権利擁護の推進や生活安全の確保、再犯防止の推進に取り組みます。

また、経済的に困難な状況にある人や世帯をはじめ、制度の狭間等、支援が行き届きにくい人や世帯を把握する中で、関係機関において個別課題を共有して適切に対応することで、住民一人ひとりの安全・安心のまちづくりにつなげていきます。

### 3. 施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

◆計画の基本理念◆



基本目標	施策
1 助け合い・支え合いによるまちづくり	1-1 福祉教育と啓発活動の推進
	1-2 地域福祉の担い手への支援
	1-3 関係機関・団体との連携強化
2 いきいきと暮らせるまちづくり	2-1 相談支援体制の推進
	2-2 情報提供の推進
	2-3 福祉サービス提供体制の確保
	2-4 地域交流の促進
3 安全・安心のまちづくり	3-1 緊急・災害時の支援体制づくり
	3-2 権利擁護の推進
	3-3 安全・安心な地域づくり
	3-4 様々な困難を抱える人への支援

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 助け合い・支え合いによるまちづくり

#### 1-1 福祉教育と啓発活動の推進

地域福祉の推進のためには、住民一人ひとりの意識を向上させることが不可欠です。地域住民が幸せや豊かさを実感して人生を過ごせるよう、学校教育での福祉教育や生涯学習活動等により、地域福祉の意識向上に向けた取組を進めます。

取り組む主な内容	
住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域福祉に関する理解を深め、関心を持ちます。</li> <li>◇地域や近所付き合いの中で、困っている人がいたら、互いに助け合い、支え合えるように努めます。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇小中学生の夏のボランティア体験の活動や職業体験をはじめ、様々な機会を通じて地域福祉やボランティア活動等に対する関心を高めめます。</li> <li>◇広報紙等により情報提供を行い、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。</li> <li>◇命の大切さ、家族や生きることの素晴らしさを描いた作品を上映するふれあい福祉映画会を通じ地域福祉に関する意識醸成を図ります。</li> <li>◇赤い羽根共同募金運動の実施や募金活動の啓発を行い、地域福祉の意識醸成を図ります。</li> </ul>
町	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇社会福祉協議会や小中学校と協力して、福祉教育の機会や地域との関わりを持つ機会を提供します。</li> <li>◇広報紙等により情報提供を行い、地域福祉に関する意識の醸成を図ります。</li> <li>◇生涯学習活動として、地域福祉や人権に関する講座を実施する等、福祉教育の場の提供に努めます。</li> </ul>

## 1-2 地域福祉の担い手への支援

地域福祉の推進のためには、行政や関係機関等による公的な支援活動だけでなく、地域住民も参加する活動が必要です。このため、社会福祉協議会と連携して、幅広い年齢層がボランティアに参加できるきっかけづくりを支援し、住民の能力や奉仕の心をボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

取り組む主な内容	
住民	<ul style="list-style-type: none"><li>◇住民一人ひとりが地域の担い手であることを意識します。</li><li>◇ボランティア活動に興味を持ち、できる範囲で参加するようにします。</li></ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>◇広報紙やホームページ等により身近なボランティア活動を周知します。</li><li>◇ボランティアセンター事業に取り組み、ボランティア活動に関する相談支援や団体への助成金等の情報提供を通じて、ボランティア活動に携わる人材確保を図ります。</li></ul>
町	<ul style="list-style-type: none"><li>◇社会福祉協議会と連携し、広報紙やホームページ等により身近なボランティア活動を周知します。</li><li>◇ボランティア活動やサークル活動の自主活動に対し、情報の周知や施設の提供等の支援を行います。</li><li>◇各種補助事業や助成制度の活用を通じて、地域における様々な団体や活動等を支援するとともに、住民への周知に努めます。</li></ul>

### 1-3 関係機関・団体との連携強化

町や社会福祉協議会が、地域福祉を推進する民生委員・児童委員、自治会、ボランティア団体との連携を強化し、地域福祉活動の活性化に向けた取組を進める必要があります。このため、町及び専門職や関係機関・団体が連携して、地域福祉活動の体制づくりに取り組みます。

取り組む主な内容	
住民	◇地域福祉に関係する活動を行っている関係機関・団体に対する理解を深めます。
社会福祉協議会	◇地域福祉活動を推進するため、関係機関・団体と連携して活動を進めます。 ◇「生活支援体制整備事業」により、地域住民と関係機関・団体の連携を強化します。
町	◇地域包括支援センター主催の介護や福祉、保健、医療の専門職による地域ケア会議を定期的を開催し、保健・医療・福祉の関係機関とのネットワークの構築を図ります。 ◇社会福祉協議会と連携して「生活支援体制整備事業」を推進し、地域住民と関係機関・団体の連携を強化します。

## 基本目標２ いきいきと暮らせるまちづくり

### ２－１ 相談支援体制の推進

地域における身近な相談相手として、民生委員・児童委員や社会福祉協議会の活動の周知を図るとともに、各専門相談機関が連携し、必要な情報共有に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、様々な相談内容を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を推進します。

取り組む主な内容	
住民	◇悩みや困りごとがあるときは一人で抱え込まずに、家族をはじめ、民生委員・児童委員、行政や社会福祉協議会等へ相談するようにします。
社会福祉協議会	◇総合相談事業において、住民の悩みや困りごとを把握するとともに、深刻な悩みや困りごとの場合は、町や専門機関等へ相談をつないだり、連携したりして対応します。 ◇民生委員・児童委員、人権擁護委員を心配ごと相談員として配置する「心配ごと相談所」を開設し、住民の様々な相談内容を受け止め、適切な支援に努めます。 ◇「ふだんのくらしのしあわせ110番カード」を全戸配布し、相談事業の周知に努めます。
町	◇町の地域包括支援センター、こども家庭センター等において住民からの相談を受け付け、必要な支援につなげます。 ◇学校の教員やスクールカウンセラーにより、思春期の子どもたちが抱える不安や悩みに対する相談や指導を行います。 ◇民生委員・児童委員や社会福祉協議会等が相談を受けた内容について、必要に応じ連携・情報共有して対応し、適切な支援につなげます。 ◇生活課題が複雑化・複合化して対応が難しいものや多くの機関の調整が必要なケースについては、関係課や関係機関と連携を密にして、包括的で継続した支援を行います。

## 2-2 情報提供の推進

広報紙やホームページ等の各種媒体により、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。また、高齢者、障害者、こども・子育て家庭、生活困窮者等に対する情報内容の分かりやすさへの配慮や、関係団体・機関と連携した多様な媒体による情報提供に努めます。

取り組む主な内容	
住民	◇福祉の情報に関心を持ち、様々な情報を収集するようにします。
社会福祉協議会	◇誰にでも分かりやすく、また情報が取得しやすい広報紙やチラシ・パンフレット、ホームページづくりに努め、地域福祉に係る取組の紹介やイベント告知、福祉制度に関する情報提供を行います。
町	◇見やすく分かりやすい広報紙やパンフレット、ホームページとなるよう努めるとともに、各種制度に関することや地域の情報、イベント等、住民が必要とする様々な情報提供に取り組みます。 ◇社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめとする関係機関・団体と連携し、高齢者、障害者、こども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている住民に情報が行き届くよう努めます。 ◇高齢者や障害者、ひとり暮らしや閉じこもりがちの方に対して、福祉に関する情報が適切に届くように配慮します。

## 2-3 福祉サービス提供体制の確保

本町の高齢者、障害者、こども等の各種福祉計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、各福祉サービス提供体制の確保に努めます。

取り組む主な内容	
住民	◇福祉サービスの利用者（受け手）としてだけでなく、助け合い・支え合いの精神で住民それぞれができる役割を考えます。
社会福祉協議会	◇安心して在宅生活を送ることができるよう、介護職員の資質向上に取り組む、より良い介護サービスや障害福祉サービス提供体制の確保に努めます。 ◇判断能力が不十分な方への支援のため、日常的な金銭管理や申請手続き等の福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）のサービス提供体制の確保に努めます。
町	◇介護保険事業について、住民ニーズを把握しながらサービスを確保するとともに、介護保険給付の適正化に取り組み、持続可能なサービス提供体制の確保に努めます。 ◇障害の程度や状態、ライフステージに応じた適切な支援のため、広域連携による障害福祉サービス提供体制の確保に努めます。 ◇こどもの健やかな成長を目指す保育・教育と子育て家庭への支援を行うため、就学前児童への教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等のサービス提供体制の確保に努めます。

## 2-4 地域交流の促進

少子高齢化や人口減少により、地域での住民同士の交流機会が減少してきています。住民同士の交流は地域での孤立や問題の深刻化等を防ぐことにつながることから、こどもから高齢者まで、世代を問わず住民が集い交流できる機会の提供に努めます。

取り組む主要内容	
住民	◇地域住民同士の交流が、福祉面における様々な取組の基礎となることを意識した活動を行います。
社会福祉協議会	◇介護予防活動を行う通いの場として「ふれあい・いきいきサロン」を各地区に開設し、住民が気軽に外出できるようにするとともに、家中での閉じこもりや地域や社会での孤独・孤立等を防止します。 ◇各種イベントやボランティア活動等を通じて、住民同士の交流の機会をつくります。
町	◇地域ぐるみでこどもを育てるという意識の醸成に努めるとともに、こどもの遊び場及び居場所の確保や読書活動、世代間交流や住民同士の交流の機会の充実を図ります。

## 基本目標3 安全・安心のまちづくり

### 3-1 緊急・災害時の支援体制づくり

地震や風水害等の災害について日頃からの備えが必要です。このため、地域での助け合い・支え合いにより日頃から配慮が必要な方を見守るとともに、情報共有による要支援者の安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。また、在宅介護や障害の状況等により配慮が必要な方のための福祉避難所の確保や、高齢者等の緊急対応の体制づくりに努めます。

取り組む主な内容	
住民	<ul style="list-style-type: none"><li>◇日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮を必要とする人の状況を把握します。</li><li>◇防災講座や防災訓練等に積極的に参加します。</li><li>◇常日頃からハザードマップの確認や災害に関する情報収集を心がけ、緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきます。</li></ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"><li>◇日常的な見守り活動を通じて、避難等の際に支援が必要な人の把握に努めます。</li><li>◇災害時のボランティアの受入れ体制を構築するため、マニュアル作成に取り組むとともに、災害時対応訓練への積極的な参加と災害ボランティアセンター運営者の育成に取り組みます。</li></ul>
町	<ul style="list-style-type: none"><li>◇民生委員・児童委員、自主防災組織等からの情報をもとに、避難等の際に支援が必要な人の把握に努めるとともに、個別避難計画の作成を進めます。</li><li>◇防災訓練や防災講座を実施し、住民の意識向上を図ります。</li><li>◇自治会や婦人防火クラブ等による地域の安全に係る事業への支援や防災士の育成を行い、地域の防災力の維持を図ります。</li><li>◇災害に備えるため、住宅やブロック塀の耐震化を促進するとともに、福祉避難所の確保や物資の備蓄を推進します。</li></ul>

### 3-2 権利擁護の推進

誰もが地域でいきいきと暮らすためには、全ての人の基本的人権が保障される必要があります。このため、配偶者等に対する暴力や高齢者・障害者・子どもへの虐待防止に向け、通報・相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。また、成年後見制度の利用促進により、判断能力が不十分な方の権利擁護に努めます。

取り組む主な内容	
住民	◇日常生活において周囲の虐待や暴力を気に向け、虐待や暴力の疑いがある場合は町の相談窓口や警察等の専門機関に相談します。
社会福祉協議会	◇小中学校での福祉教育やボランティア講座等、福祉への理解を深める学習の機会を通じて、人権尊重意識の醸成を図ります。 ◇判断能力が不十分な方に対し、日常生活上の手続きや金銭管理、書類等預かりサービス等の支援を行います。 ◇成年後見制度の正しい理解と利用促進を進めます。 ◇法人後見事業実施に取り組んでいきます。
町	◇高齢者、障害者、子どもへの虐待事案に対し、庁内関係課及び関係機関・各種団体と連携、情報共有と相談支援に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。 ◇成年後見制度について周知するとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関において権利擁護に関する相談に応じ、必要な方への利用支援を行います。

### 3-3 安全・安心な地域づくり

日常からのあいさつや声かけをはじめ、高齢者や障害者等の支援を必要とする人の情報把握により、住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、見守り活動に努めます。

また、多様化・巧妙化する犯罪の未然防止のため、地域ぐるみの防犯活動の促進や警察の協力による防犯対策に取り組むとともに、交通事故が無くなることを目指して交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進めます。

さらに、犯罪をした者に対する理解促進と再犯防止に向けた取組を推進することで、安全・安心な地域づくりを進めます。

取り組む主な内容	
住民	◇日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行い、互いのことを気にかけるようにします。
社会福祉協議会	◇犯罪の予防について、日頃から注意喚起を行うとともに、対応策についての情報提供や相談窓口の周知を図ります。 ◇配食サービスのボランティア活動により、地域内での見守り、支え合いの取組を促進します。 ◇心配ごと相談員に対し、特殊詐欺や悪質商法等の研修会を実施し、見守り活動を促進します。
町	◇地域見守り隊や民生委員・児童委員、学校等と連携しながら、地域での見守りや登下校の見守り等の活動を促進します。 ◇詐欺や悪質商法等の被害にあわないよう広報紙・ホームページ等での周知や出前講座による啓発に努めるとともに、問題が生じた場合には、警察や和歌山県消費生活センター、日高地域消費生活相談窓口等と連携して対応します。 ◇交通安全教育や啓発活動等により交通事故防止や交通安全意識の高揚を図るとともに、通学路の安全確保や危険箇所を整備を進めます。 ◇犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等を通じて、犯罪予防・再犯防止に関する地域での理解を促進します。 ◇更生保護関係の支援者・団体や関係機関と連携し、犯罪をした者の立ち直りを支援します。

### 3-4 様々な困難を抱える人への支援

誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、経済的困窮にある個人や世帯への支援をはじめ、世帯の複合課題（8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー等）や社会的孤独・孤立等についても対応をしていく必要があります。このため、関係機関との連携により各世帯や一人ひとりの状況を把握し、課題に対する必要な支援が行き届くように努めます。

取り組む主な内容	
住民	◇日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。
社会福祉協議会	◇支援が必要な方の状況を把握するとともに、支援を必要とする方への支援の内容や方法を検討し、関係機関と連携する中で、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにします。
町	<p>◇制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等についても関係機関と連携して対応できる支援を検討し、必要な支援につなげていきます。</p> <p>◇就労や経済面で弱者となりやすい障害者やひとり親家庭等について、関係機関と連携して様々な制度や事業を活用しながら自立に向けた就労支援や経済的支援につなげるようにします。</p> <p>◇長期ひきこもりの状態にある人や、支援につながる人が難しい人の場合、継続的支援事業（アウトリーチ）を通じて、本人と関係性を構築しながら関係機関と連携して支援します。</p> <p>◇家庭環境や経済的理由によりこどもの成長が妨げられないよう、教育支援、生活支援、経済的支援に取り組みます。</p> <p>◇生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度等の適正な運用により、経済的自立に向けた支援を推進します。</p>

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進

---

本計画の施策を推進するためには、地域住民、福祉サービス事業者、社会福祉協議会と行政が連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに協働体制による推進を目指します。

#### (1) 地域住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動に積極的に参加すること、近隣と協力することにより、自らの課題や地域課題の解決に向けた取組を行うように努めます。

#### (2) 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障害者・こどもへの各種福祉サービスの充実、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

#### (3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う社会福祉協議会は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社会福祉協議会は行政と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談支援事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

#### (4) 町の役割

地域福祉の推進に当たって、行政には住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、自治会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に応じた施策を推進します。

### 2. 計画の評価

---

本計画の推進に当たっては、行政が主体となって、社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生委員・児童委員、自治会、福祉サービス事業者、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理は、P D C Aサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

## Ⅱ 自殺対策計画



# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景・趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国をあげて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺による死亡者数の年次推移は減少傾向にあり、令和7年は2万人を下回りました。しかし、自殺者数は令和6年まで毎年2万人を超え、人口10万人当たりの自殺による死亡率も主要先進7か国の中では最も高い水準にあることから、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ない状況です。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。自殺に追い込まれるという危機は、他人事ではなく「誰にでも起こり得る危機」と言えることから、自殺総合対策大綱では、過労、生活困窮、育児や介護の疲れ、いじめ、孤立等の「生きることの阻害要因」を減らし、自己肯定感、信頼できる人間関係の構築、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やすことで、社会全体の自殺リスクを低下させ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」としています。

国の動向として、自殺対策基本法第12条に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定しており、概ね5年を目途に見直しを行っています。また、平成28年の自殺対策基本法の改正では、自殺対策に関する地域間の格差を解消し、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられることを狙いとして、全ての都道府県及び市町村において「自殺対策計画」を策定することが義務づけられました。

本町では、「由良町自殺対策計画」を改訂することで、総合的な自殺対策の取組方針を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きるための包括的な支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指します。

### 《近年の国の主な動向》

年 月	内 容
平成18年6月	自殺対策基本法成立
平成19年6月	初の「自殺総合対策大綱」の策定（閣議決定）
平成24年8月	自殺総合対策大綱改定（1回目）（閣議決定）
平成28年3月	自殺対策基本法一部改正法成立（地域自殺対策計画策定の義務化等）
平成29年7月	自殺総合対策大綱改定（2回目）（閣議決定）
令和4年10月	自殺総合対策大綱改定（3回目）（閣議決定）
令和7年6月	自殺対策基本法一部改正法成立（こどもに対する自殺対策の強化等）

## 2. 自殺総合対策大綱について

令和4年10月に改定された自殺総合対策大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進等を追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

### 《令和4年 自殺総合対策大綱の概要》

基本理念：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」

数値目標：令和8年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる

#### 1. こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ◆自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討
- ◆学校、地域の支援者等が連携し、チームとして自殺対策にあたることができるしくみ等の構築
- ◆命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進
- ◆学校の長期休業時の児童生徒向けの自殺予防の取組に関する周知の徹底の強化を実施したり、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信をするなどの取組を推進
- ◆「こども家庭庁」と連携し、こども・若者の自殺対策を推進する体制を整備

#### 2. 女性に対する支援の強化

- ◆妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化

#### 3. 地域自殺対策の取組強化

- ◆地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォーム支援
- ◆地域自殺対策推進センターの機能強化

#### 4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ◆新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ◆国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化

#### 5. その他、充実・強化項目

■孤独・孤立対策等との連携 ■自殺者や親族等の名誉等 ■ゲートキーパー普及 ■SNS相談体制充実 ■精神科医療との連携 ■自殺未遂者支援 ■勤務問題 ■遺族支援 ■性的マイノリティ支援 ■誹謗中傷対策 ■自殺報道対策 ■調査研究 ■国際的情報発信 等

### 3. 計画の位置づけと期間

---

#### (1) 計画の位置づけ

由良町自殺対策計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき策定する市町村自殺対策計画です。

#### (2) 計画の期間

計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

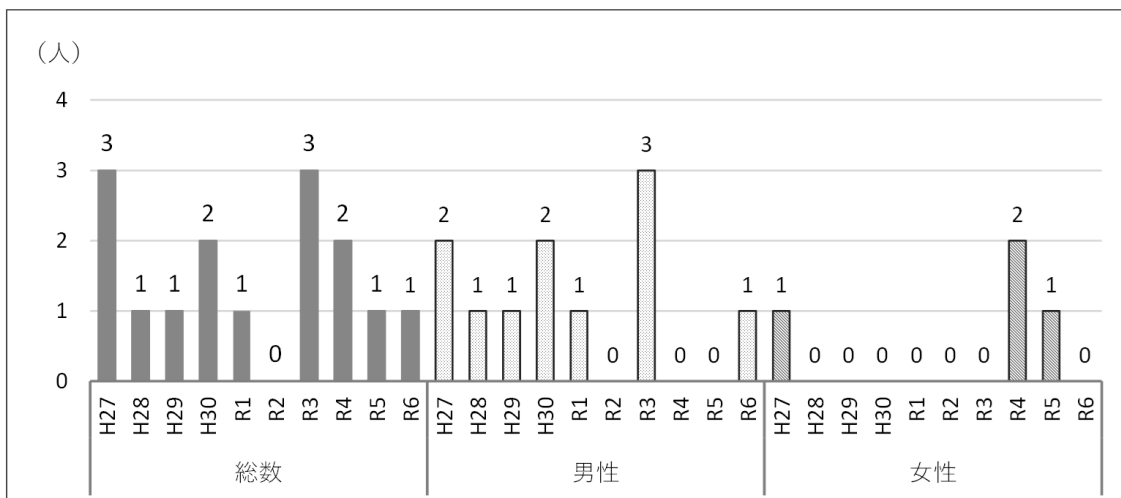
## 第2章 自殺をめぐる現状

### 1. 自殺に関する町の現状

#### (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本町の自殺者の総数は、年間0～3人の幅で推移しています。

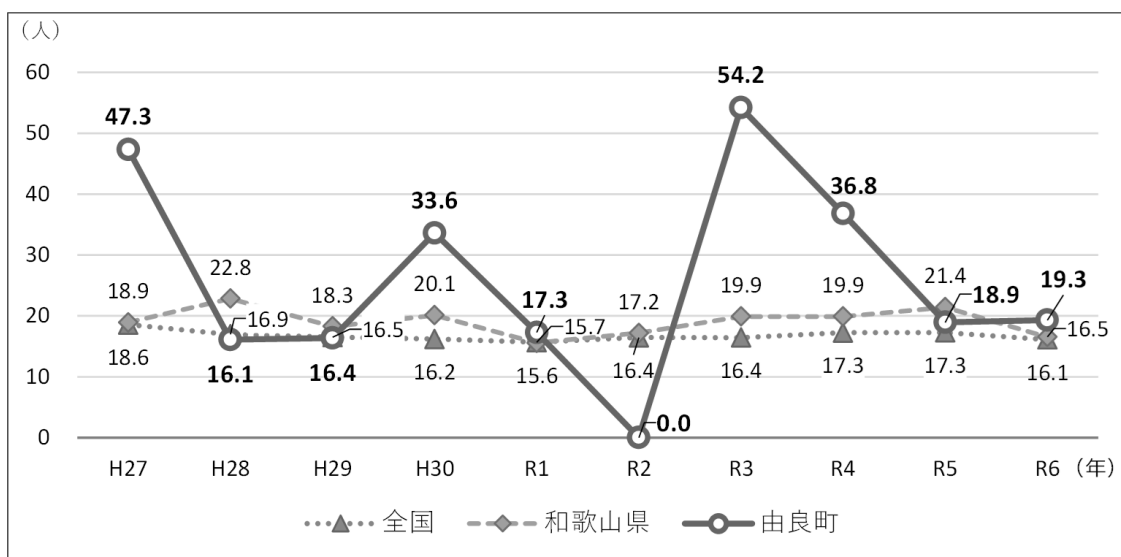
##### ■自殺者数の推移（由良町／平成27年～令和6年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

本町の自殺死亡率（人口10万人当たり）は、0.0～54.2の間で推移しています。

##### ■自殺死亡率の推移 ※人口10万人当たり

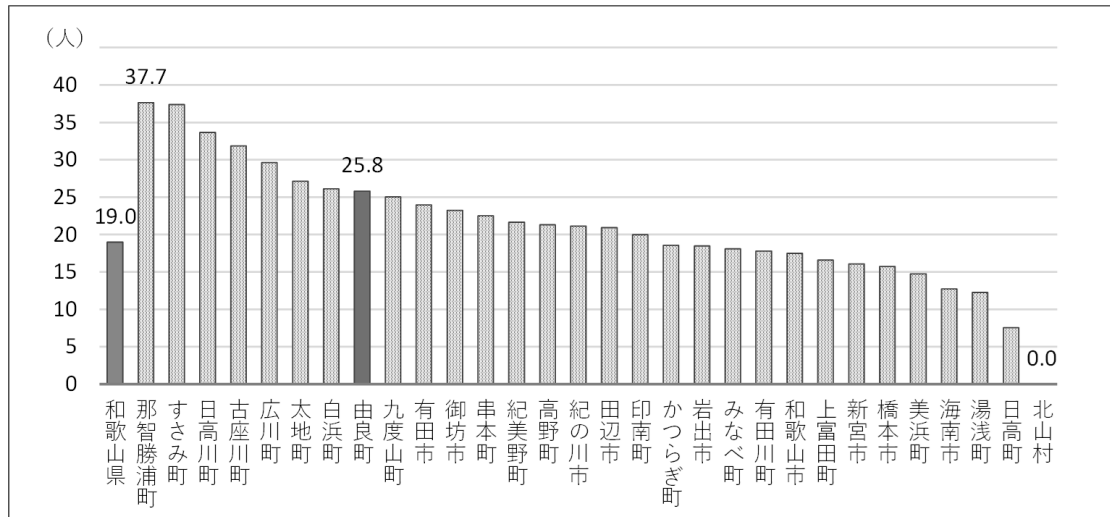


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (2) 自殺死亡率の比較（県内市町村）

本町の自殺死亡率は、県内ではやや高いところに位置しています。

■自殺死亡率（県内市町村／令和2年～令和6年の平均値） ※人口10万人当たり

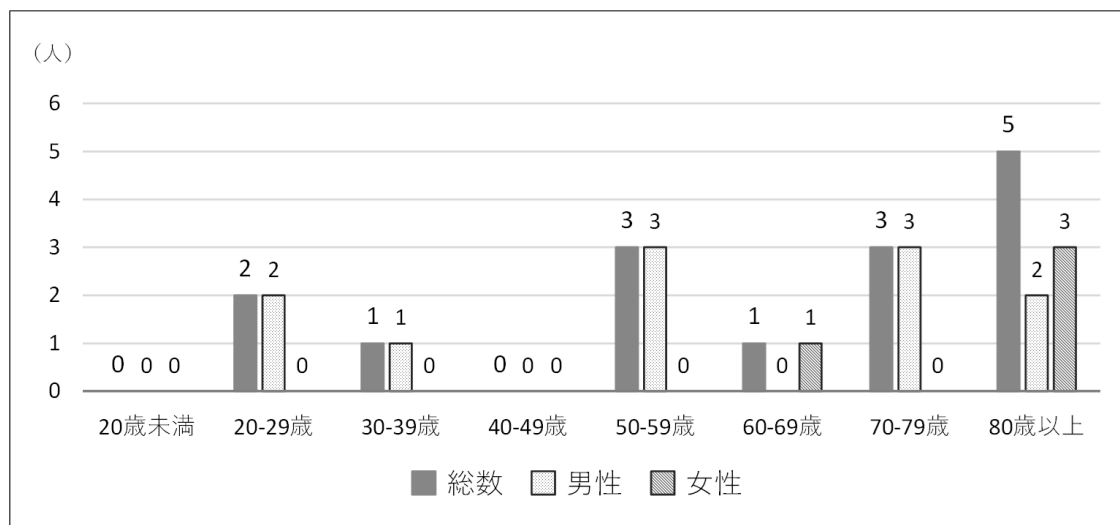


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (3) 年齢層別の自殺者数

本町の年齢層別の自殺者数は、20歳未満は0人ですが、20代では2人となっています。近年、全国的にこども・若者の自殺者数は増加傾向が続いていることから、こども・若者への啓発や自殺防止の取組を進める必要があります。また、働き盛りの50代、高齢層の70歳以上において自殺者数が多くなっており、これらの年齢層にも重点的な啓発や様々な取組を進めることが求められます。

■年齢層別の自殺者数（由良町／平成27年～令和6年の合計人数）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### (4) 属性からみる自殺者数

本町の自殺者の属性は、「男性 60 歳以上（無職・同居）」及び「女性 60 歳以上（無職・同居）」が 28.6%と最も高くなっています。

##### ■自殺者の属性（由良町／令和元年～令和5年）できる

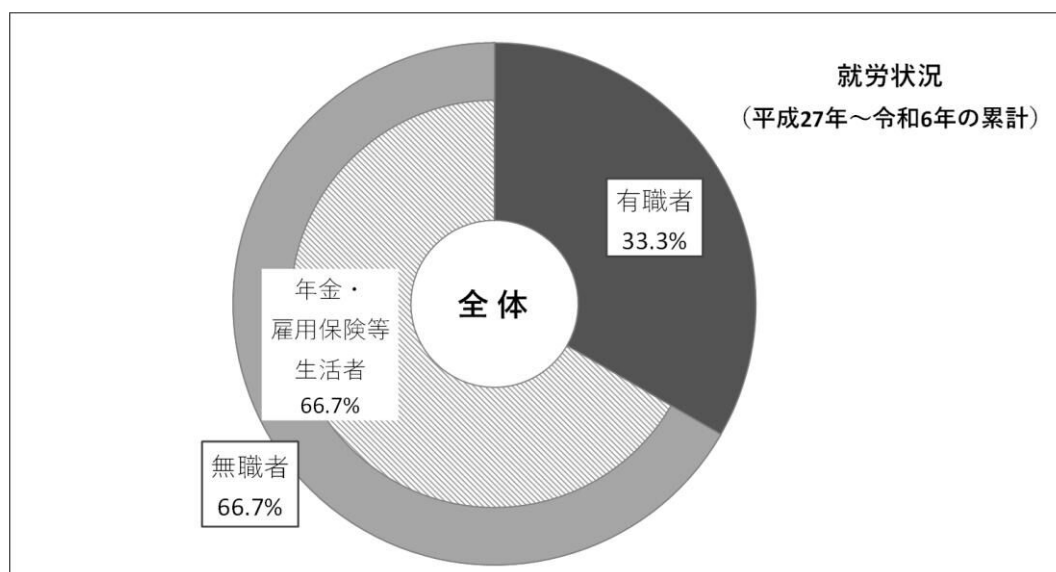
上位の属性	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性60歳以上（無職・同居）	28.6%	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
1位：女性60歳以上（無職・同居）	28.6%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：男性20～39歳（有職・独居）	14.3%	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺／②【非正規雇用】（被虐待・高校中退）非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上（無職・独居）	14.3%	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位：男性40～59歳（有職・同居）	14.3%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺

資料：由良町地域自殺実態プロフィール 2024

#### (5) 自殺者の就労状況

本町の自殺者の就労状況は、「有職者」が 33.3%、「無職者」が 66.7%となっています。

##### ■自殺者の就労状況（由良町／平成27年～令和6年）

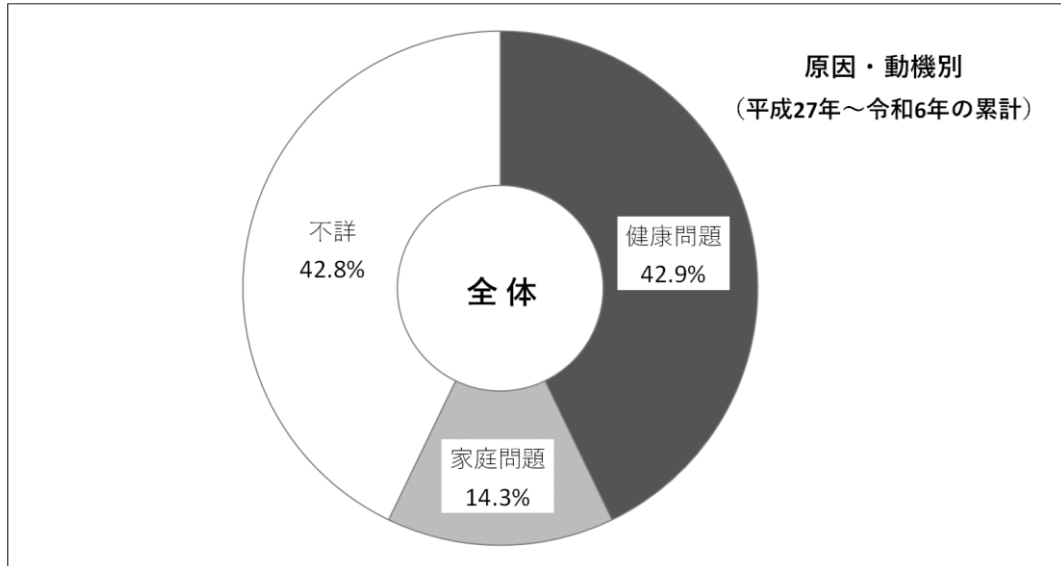


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## (6) 自殺の原因・動機

本町の自殺の原因・動機は、「不詳」(42.8%)を除くと、「健康問題」が42.9%と最も高く、次いで、「家庭問題」(14.3%)の順となっています。

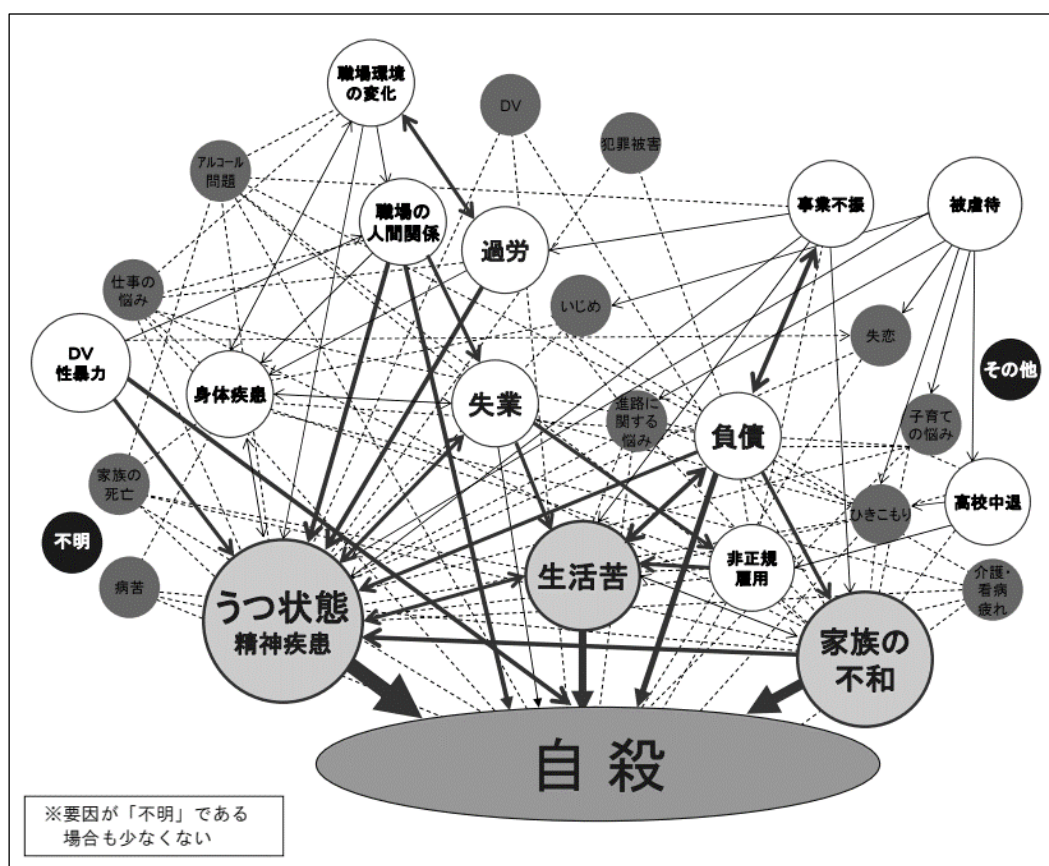
### ■自殺の原因・動機 (由良町/平成27年～令和6年)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 2. 自殺の危機経路について

自殺の原因・動機は単純ではなく、様々な要因が複雑に絡み合っ、自殺に至るといわれています。次の図は、NPO 法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態 1000 人調査」から見えてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。



出典：NPO 法人ライフリンク「自殺実態 1000 人調査」

「自殺の危機経路」における○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いこととなります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。また、自殺で亡くなった方は「平均4つの要因」を抱えていたことが分かっています。

本町において自殺に至られた方々の原因・動機・危機経路を分析し、「自殺者を出さない町（自殺者数0人）」に向けた様々な施策を町全体で推進します。

## 第3章 施策の展開

本計画により、本町の総合的な自殺対策の取組方針等を示すとともに、自殺対策に係る事業を「生きるための包括的な支援事業」とし、関係機関と連携を図りながら町全体での取組を進め、誰も自殺に追い込まれることのない町の実現を目指します。

### 取組1 現状把握と周知・啓発

---

#### (1) 町の実態把握

- ◆いのち支える自殺対策推進センターが全自治体に提供する地域の自殺実態をまとめた「地域自殺実態プロファイル」や、厚生労働省、警察庁が公開しているデータ等に基づき、本町の自殺の実態把握を行います。

#### (2) 正しい知識の普及・啓発

- ◆各種健（検）診により疾病の早期発見を図るとともに、各種健（検）診の受診時における相談支援や健康づくり事業の普及・啓発を行います。
- ◆国が定める毎年9月10日から9月16日までの「自殺予防週間」、毎年3月の「自殺対策強化月間」等と連動して自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施します。

### 取組2 自殺対策を支える人材の育成

---

#### (1) 町職員の資質向上

- ◆町職員全体に正しい知識が深まるよう、人権やこころの健康等に関する各種研修の機会を活用して町職員の資質向上を図ります。

#### (2) ゲートキーパーの養成

- ◆国の自殺総合対策大綱の趣旨に沿って、町職員、社会福祉協議会職員や住民向けのゲートキーパー養成講座を開催し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人を育成します。

## 取組3 生きることの促進要因への支援

---

### (1) 相談支援体制の強化

- ◆不眠、うつ、統合失調症、アルコール依存症、認知症、ひきこもり等で悩んでいる本人や家族に対して、保健所や医療機関、関係機関等と連携して相談支援を行います。
- ◆住民の様々な悩みについて、各分野の専門的な相談支援機関を周知します。
- ◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が地域で把握する地域住民の心配ごとについて、町と連携して対応し、適切な相談支援につなげます。

### (2) 暮らしの経済面における対応

- ◆住民と接する各種申請、手続き、支払い等において、経済的困難を抱えている状況が想定される場合は「生きるための包括的な支援」のきっかけと捉え、減免や軽減制度の検討、各種相談、貸付、自立支援相談事業等へつなげます。
- ◆生活困窮者自立支援制度を利用する中において、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応出来ない人等も含め、県担当部局と連携して相談支援を行い、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。

### (3) 多様な支援

- ◆うつ病の早期発見・治療につながるよう、健診等あらゆる機会を通じて適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。
- ◆ひとり親家庭医療費助成制度により、医療費の自己負担額を助成します。
- ◆ひきこもりサポートセンター事業を通じて、相談支援や居場所づくりの充実を図ります。
- ◆町職員について労働安全衛生法に基づいてストレスチェックや健康診断を実施し、心身の不調を早期発見し、適切なケアにつなげられるよう取り組みます。

### (4) 自殺未遂者・自死遺族への支援

- ◆自殺未遂者の社会復帰を支援するため、保健所や医療機関等と連携を図ります。
- ◆自殺者・自殺未遂者及びその方の家族・親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害されることのないように支援します。

## 取組4 児童生徒への自殺対策

---

- ◆いじめ等の被害にあった子どもに対しては、早期段階におけるケアが重要となるため、関係機関が緊密に連携してきめ細やかな対応に努めます。
- ◆虐待事案に関しては、要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携により、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応等の支援を行います。
- ◆学校の教員やスクールカウンセラーにより、思春期の子どもたちが抱える不安や悩みに対する相談や指導を行います。
- ◆児童生徒に対して、自己肯定感、社会性、学級環境、生活・学習習慣等に対する調査を行い、教職員が児童生徒一人ひとりへの対応方法や、今後の学級経営の方針等の基礎資料として活用します。
- ◆生涯のあらゆる場面において、命や暮らしの危機に直面したときに受けることができる相談支援や、辛いときや苦しいときには助けを求めてもよいということを、学校教育の段階から学ぶことができるよう取り組みます。

## 第4章 自殺対策の推進体制

### 1. 計画の推進

#### (1) 全庁横断的な体制づくり

「生きるための包括的な支援」に関する事業を実効性あるものとするため、各課の協力を得て全庁横断的な体制で臨みます。

#### (2) 連携・協働による総合的な推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現には、自治体、地域、関係団体・関係機関、地域住民等が連携・協働して総合的に推進することが必要です。

行政には、本町の実情に応じた施策を実施する公助の力、地域や関係団体・関係機関には、活動内容の特性に応じて自殺対策に参画する互助・共助の力、そして、地域住民には、自殺が我が事であることを認識して自殺対策に取り組む自助の力が発揮されることが期待されます。

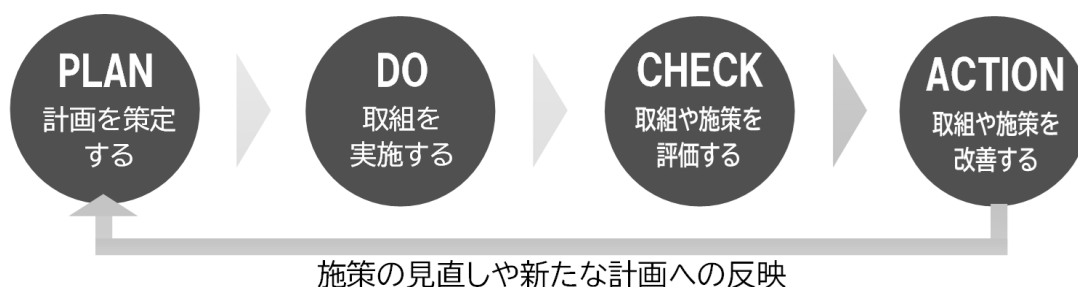
#### (3) 啓発と教育の両輪による推進

自殺に追い込まれる危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、そのような心情や背景への理解を深めるためにも、危機的な状況に陥った場合には、誰かに支援や助言を求めることが町民の共通認識となるよう普及啓発することが重要です。

町の全ての人が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに気づき、専門家や親族の支援や助言を受けながら立ち直っていくのを温かく見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいきます。

### 2. 計画の評価

本計画の推進に当たっては、自殺対策の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理についてPDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。



# 資 料

## 1. 由良町役場の主な相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
妊娠・子育てに関する事	住民福祉課	0738-65-0201	月曜日から金曜日 (祝日、年末年始を 除く) 8:30~17:15
健康づくりに関する事			
ひきこもりに関する事			
精神疾患、こころの健康に関する 事			
障害に関する事			
高齢者介護に関する事			
生活困窮者に関する事			
人権に関する事			
税金に関する事	税務課	0738-65-1802	
消費者問題に関する事	総務政策課	0738-65-1801	
防災に関する事			
町営住宅に関する事	地域整備課	0738-65-1203	
水道、下水道に関する事	上下水道課	0738-65-1804	
農林水産商工関係に関する事	産業振興課	0738-65-3850	
定住支援に関する事			
いじめ不登校に関する事	教育委員会	0738-65-1800	

## 2. 御坊・日高地域の主な相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
障害者の生活に関すること	24時間あんしんコールセンター（御坊・日高障害者総合相談センター内）	電話 0738-32-7051	24時間（365日対応）
消費者相談に関すること	日高地域消費生活相談窓口	電話 0738-52-5288	月曜日から金曜日 （祝日、年末年始を除く） 9:00～12:00 13:00～17:00

## 3. 和歌山県内の主な相談窓口

分野	相談内容	相談窓口	連絡先	開設時間
こころの相談	こころの健康に関する様々な問題や悩み	こころの電話（和歌山県精神保健福祉センター内）	電話 073-435-5192 ファックス 073-435-5193	月曜日から金曜日 9:30～12:00 13:00～16:00 （祝日、年末年始を除く）
	生きづらさを感じられている方、大切な人を自死でなくされた方の相談	はあとライン（和歌山県精神保健福祉センター内）	ナビダイヤル 0570-064-556 ファックス 073-435-5193	24時間（365日対応）
		こころの健康相談統一ダイヤル	電話 0570-064-556 （通話料がかかります）	電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続。相談に対応する曜日・時間は都道府県によって異なります。
	精神疾患やこころの相談、ひきこもり、依存症・嗜癖など	御坊保健所	電話 0738-22-3481 ファックス 0738-23-3004	月曜日から金曜日 9:00～17:45 （祝日、年末年始を除く）

分野	相談内容	相談窓口	連絡先	開設時間
こころの相談	悩みや心の危機に直面されている方や孤独の中にいる方のための相談電話	和歌山いのちの電話	電話 073-424-5000 ナビダイヤル 0570-783-556	10:00~22:00 (年中無休)
			フリーダイヤル 0120-783-556	毎月10日は24時間相談 毎日16:00~21:00
こども	こども(18歳未満)についてのあらゆる相談	児童相談所無料ダイヤル	電話 0120-189-783	24時間(365日対応)
	児童生徒のためのあらゆる相談	こどもSOSダイヤル(和歌山県教育委員会)	電話 073-422-9961	24時間(365日対応)
	いじめ等少年の悩みに関する相談	少年相談(和歌山県警察本部少年課)	電話(代表) 073-423-0110	月曜日から金曜日 9:00~17:45 (祝日、年末年始を除く)
	こどもと家庭の困りごと相談	和歌山児童家庭支援センターきずな	電話 073-460-8044	月曜日から金曜日 9:00~18:00 (祝日、年末年始を除く)
	18歳までの子どもの相談	チャイルドライン	フリーダイヤル 0120-99-7777	毎日 16:00~21:00 (12/29~1/3を除く)
若者	若者(おおむね15~39歳)のあらゆる相談	若者総合相談 With You 南紀	電話 0739-24-0874	全日 9:00~21:30 (年末年始を除く)
女性	家庭や職場のこと、生き方への不安など、様々な悩みに関する相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”総合相談	電話 073-435-5246	火曜日から土曜日 9:00~20:00 日曜日9:00~16:30 (月曜日、祝日、年末年始を除く)
	配偶者等からの暴力の相談、女性のさまざまな相談	和歌山県DV相談支援センター	電話 073-445-0793	全日 9:00~22:00 (年末年始を除く)
	女性相談窓口	和歌山弁護士会法律相談センター	電話 073-422-5005	[電話予約制] 平日 9:00~12:00 13:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)

分野	相談内容	相談窓口	連絡先	開設時間
性的少数者	性的少数者で生きづらさなどを抱えている方の相談	はあとライン (和歌山県精神保健福祉センター内)	電話 0570-064-556 (通話料がかかります) ファックス 073-435-5193	24時間(365日対応)
男性	男性のための電話相談	和歌山県ジェンダー平等推進センター“りいぶる”男性相談	電話 073-435-5246	[予約優先] 匿名可 毎月第2水曜日 16:00~20:00 (受付は19:30まで) (祝日、年末年始を除く)
高齢者・障がい者	高齢者・障がい者(支援者を含む)のための電話相談	和歌山弁護士会高齢者・障がい者あんしん電話相談	電話 073-425-4165	問合せが必要(要予約) 月曜日から金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00(祝日、年末年始を除く)
生活困窮	生活困窮に関わる様々な相談	日高振興局健康福祉部総務福祉課	電話 0738-22-3481	月曜日から金曜日 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除く)
経済問題	契約トラブルなど、消費生活に関する相談	和歌山県消費生活センター	電話 073-433-1551	月曜日から金曜日 9:00~17:00 土曜日、日曜日 10:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
	悪質商法に関する相談	和歌山県警察本部 広報県民課	電話 073-423-4194	月曜日から金曜日 9:00~17:45 夜間及び土曜日、日曜日、祝日は当直で対応

※和歌山県精神保健福祉センター「生きる支援相談窓口一覧」より抜粋

和歌山県精神保健福祉センター「生きる支援相談窓口一覧」へは、次の二次元コードからアクセスできます。



---

由良町第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画  
第3期自殺対策計画

発行：由良町

編集：由良町住民福祉課

住所：649-1111 和歌山県日高郡由良町里1220番地の1

TEL：(0738)65-0201 FAX(0738)65-3507

発行年月：令和8年3月

---

